

新居浜工業高等専門学校人事委員会規程

平成11年9月8日規程第11号

最終改正 令和4年8月2日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第21条の規定に基づき、人事委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員人事の基本方針及び方策に関すること。
- (2) 採用、昇任等教員人事の具体的事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務企画担当）
- (3) 教務主事
- (4) 学生主事
- (5) 寮務主事
- (6) 専攻科長
- (7) その他校長が必要と認めた者

2 前項(2)～(7)の委員は、校長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の教職員の出席)

第5条 委員長は、必要により委員以外の教職員を委員会に出席させることができる。

(選考委員会)

第6条 委員会に人事選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の委員は、その都度校長が委嘱する。

3 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(義務)

第7条 委員は、委員会における審議事項を漏らしてはならない。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月29日から施行する。

附 則（平成28年2月4日 一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月21日 一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月2日 一部改正）

この規程は、令和4年8月2日から施行する。